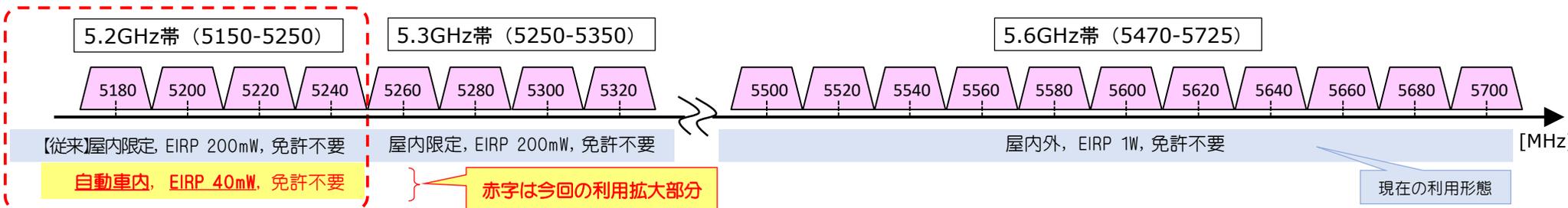


制度改正の概要

- 5150MHz～5250MHz帯の小電力データ通信システムとして運用できる場所に自動車内を追加。
- 自動車内に設置する無線局(最大EIRP 40mW相当)が対象。
- 当該システムの無線設備の技術基準を定め、特定無線設備として規定し、技適の対象とする。



5.2GHz帯自動車内無線LANシステムの主な技術的条件

最大40mW相当とする。

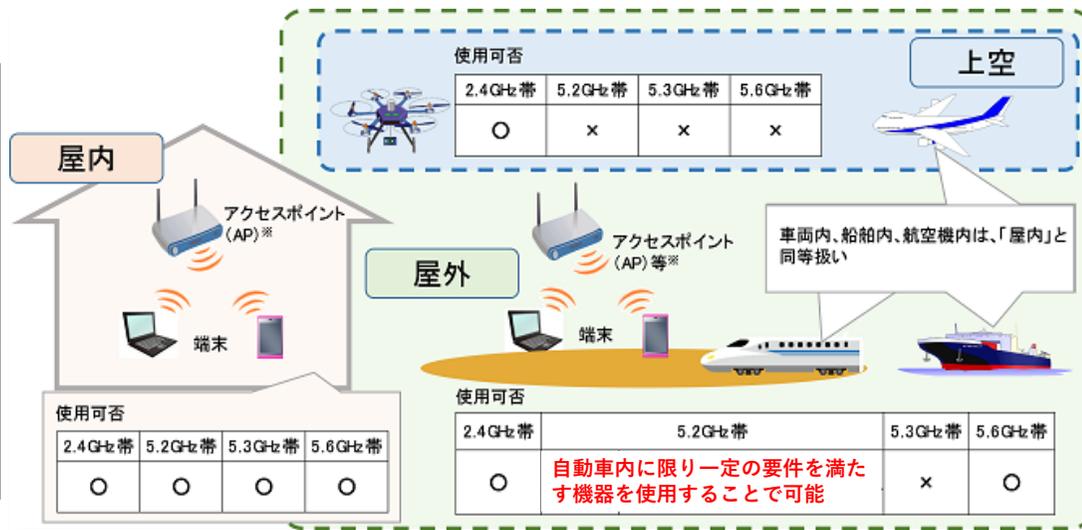
等価等方輻射電力 (EIRP)

占有周波数帯幅
 20MHz以下 : 2mW/MHz以下
 20MHzを超えて40MHz以下 : 1mW/MHz以下
 40MHzを超えて80MHz以下 : 0.5mW/MHz以下

その他機能

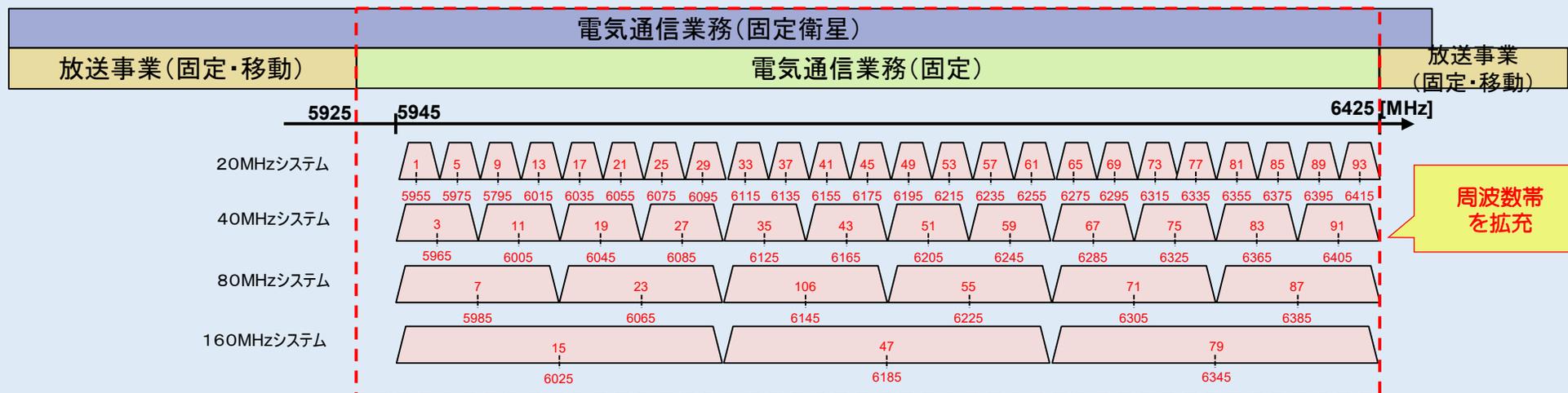
親局においては、自動車から供給される電源のみにより動作すること。
 子局においては、親局からの制御によって送信を行う機能を備えること。

現在の小電力データ通信システムと異なる部分を抜粋。



制度改正の概要

- 小電力データ通信システムとして、新たな周波数帯(5925MHz~6425MHz)を規定
- 屋内限定で使用できる無線局(最大EIRP 200mW相当)と、
屋内及び屋外で使用できる無線局(最大EIRP 25mW相当)が対象。
- 当該システムの無線設備の技術基準を定め、特定無線設備(技適)の対象とする。



タイプ	機能
Low Power Indoor (LPI) (屋内限定)	屋内限定で運用するよう設計した親局及びその親局に接続して動作する子局との間で運用される。最大EIRP200mW相当。屋外で運用されないよう実装形態に制限を設ける。
Very Low Power (VLP) (屋内外)	送信電力を小さくすることで端末の運用場所、実装形態に制限がないモードで送信電力や周波数を制御する親局及びその親局に接続して動作する子局との間で運用される。最大EIRP25mW相当。